

令和2年度・3年度 小平市公民館運営審議会

令和4年3月8日

小平市中央公民館
館長 季高 一成 様

提言

新型コロナウイルス感染症対策下における公民館の役割について 居場所づくりとつながり支援の拠点としての機能

世界中に蔓延した新型コロナウイルス感染症は私たちの生命を脅かし、これまでの暮らしや働き方を根本から変える可能性を持っている点で、これまで経験したことのない日常下におかれましては。公民館（注1）の臨時休館という前代未聞の経験を経て、社会教育法に基づいた、市民の学びの場であり、交流の場である公民館は誰でも集える場所であり、対面で活動することの重要性を再認識する事になりました。同時に、感染症対策をとることと「つながり」を持つことを模索する中で、コロナ禍がもたらしたオンラインの普及は、対面の場にアクセスがしにくかった人々に学びや情報を届けることを可能にしています。オンラインの活用は、多様なニーズに応え、多様な人々に学びや情報を届ける通路となります。コロナ禍における公民館のあり方を、冷静に判断し、公民館が担う新しい役割について真剣に取り組む必要があると考えます。

令和2年度・3年度小平市公民館運営審議会（以下、「運営審議会」という。）では前述の内容及び2年間の公民館活動の実態を踏まえるとともに、公民館の活動状況を把握してきました。中央公民館にオンライン会議用機材の導入により、対面とオンラインのハイブリット形式で事業企画委員会（注2）との意見交換会を開催したり、“コロナ禍での公民館のあり方”“緊急事態宣言後の公民館のあり方”“誰も取り残さない居場所づくり”などについての自主研修会（注3）を経て、コロナ禍における公民館の役割について、定例会（注4）で審議を重ねてきました。この提言は、公民館が市民の学習権を保障する重要な社会教育施設であることを踏まえて、これまでの成果を次期令和4年度・5年度の公民館活動及び運営審議会の一助とするために、とりまとめたものです。

はじめに

提言をまとめるにあたっては、定例会で審議を重ね、自主研修会では定例会で審議する草案づくりや定例会における各委員からの意見の調整にとどめることにしました。

本提言の1から5までは、定例会での審議において全委員が一致した内容を記載したものです。

また、6については、次期運営審議会に向けた課題として捉えている事項を列挙したものです。なお、この部分は、多面的に小平市公民館の課題を考えるうえでの材料とするため、市民に分かりやすい表現であるか、委員が話し合い、定例会で確認するにとどめました。そのため、敢えて全委員の意見が一致したものではありません。

小平市公民館運営審議会

会 長	勝谷 美紀子	
副会長	久米 正幸	宗像 吉延
委 員	入江 優子	井口 修
	羽根田 厚子	木島 弘美
	荒井 幸子	江口 建之
	白井 靖夫	高橋 雅子

1. コロナ禍における公民館の役割について

この2年におたる新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言が発出されて、公民館が臨時休館となり、従来どおりのサークル活動、講座実施もままならない中で、改めて対面での人と人のつながりや、その拠点となる身近な地域の学びの場の重要性が再認識されました。さらに、対面とオンラインのハイブリットがもたらす新たなつながりや学びの創出といった役割が公民館に求められています。これらを踏まえ、次の5項目の対策を提言します。

- (1) 新たなつながりや学びを創出するハイブリットな学習環境の整備
 - ① 分館へのWi-Fiの設置などによりオンラインの活用を可能にし、多様な人々に学びや情報を届ける環境を整備する
 - ② 対面の学びの中にもオンラインを取り込み、すそ野が広がり学びが深まるような多様な学習形態を創出する。
- (2) 学習形態の多様化に即した講座などの充実
 - ① ICT機器に不慣れな方向けの講座や、学びを拓げるICT技術に関する講座などを充実する。
 - ② 講義視聴型の講座、遠方の講師による講座などのオンライン開催やオンデマンド化を進めるとともに、子育て中の方、障がいのある方、仕事で忙しい社会人など公民館に足を運びにくい方がオンラインでも学べる機会を充実する。
- (3) コロナ禍における公民館利用者の意識調査の実施
コロナ禍において、公民館利用者の考え方は大きく変化していると考えられ、公民館に期待する役割や講座の内容・実施方法に対する要望などについて調査する。
- (4) 市報への公民館だよりの掲載
市報は市民への最大の情報源であり、公民館の果たすべき役割について広く社会に理解されるよう、コロナ禍における公民館の新たな取組も含め、積極的に情報発信する。
- (5) 応募者多数の講座の柔軟な開催
分館の講座予算の使い方を工夫し、感染症対策のために人数制限が必要な講座や応募者の多い講座は、複数回企画できるような柔軟性を持たせる。

2. 誰も取り残さないための居場所づくり

新型コロナウイルス感染症の拡大により、住民同士の支えあいや相互信頼の高い地域社会の形成は、ますます重要な課題となっています。公民館は「市民

とともにある」ことを意識し、地域ネットワークの拠点として、多様な人々の課題を拾い上げる役割が期待されています。

また、「持続可能な街づくり」を目指し、未来の担い手である子どもたちとのネットワークを築き、様々な立場の方たちと集い活動する場を作ることが重要です。

互いを尊重し、学びあい、助け合える環境の構築が必要です。公民館には、地域社会の拠点として、コロナ禍を乗り越えた先の未来を市民とともに創り出して行くことを期待します。そのために次の5項目を提言します。

- (1) 様々な困難を抱える当事者や、それを支援する方が参加しやすい講座企画や居場所づくりを進め、多様なニーズを把握する機会を充実する。
- (2) 気軽に立ち寄れ、ゆっくりとくつろげるコミュニティづくりができるフリースペースの充実、エレベーターなどのハード面の整備を図る。
- (3) 小平市における外国人居住者増加に伴い、相互国際理解に関する事業にも積極的に取り組む。
- (4) 自治会、商店会、学校、社会福祉協議会、企業、NPO法人などの様々な団体とのネットワークを構築する。
- (5) 防災訓練などの具体的な事業を通じた自治会や小・中学校との連携を模索する。

3. 事業企画委員会について

事業企画委員会は5年前市内各公民館に、市民講座の企画など地域コミュニティづくりの拠点として機能することを目的に設置されました。地域と継続的につながり、地域の意向を反映した公民館運営を目指しています。

利用者の減少や高齢化などの課題に加え、コロナ禍における新たな役割や地域ネットワークの拠点としての居場所づくりへの期待など、公民館を取り巻く環境が変化してきています。これらを踏まえ、事業企画委員会が抱える課題と必要な対策をまとめました。

- (1) 課題
 - ① 現状の事業企画委員会が目的に応じた機能を果たしているかの振り返り
 - ② 公民館を育てる市民の参画・育成
 - ③ 利用者の年齢などに偏りのない幅広い講座テーマや継続的な活動を促進する講座テーマの必要性
 - ④ コロナ禍における公民館事業の運営や講座の見直し
 - ⑤ 地域の公民館に対するニーズの掘り起こしと対応

(2) 対策

- ① 事業企画委員の属性や年齢・性別などの構成バランスの見直し
(これまで公民館にアクセスしにくかった若者や現役世代なども含めた委員構成の検討)
- ② 事業企画委員会の役割、公民館の役割などをテーマにした事業企画委員の研修の充実
- ③ 事業企画委員のモチベーション向上策や待遇改善についての検討
- ④ 講座受講後の継続的な自主学習活動の促進に向けた、サークル化に結び付く企画の充実
- ⑤ 対面とオンラインのハイブリットによる企画の充実
- ⑥ 地域ネットワークの拠点として、市民のつながりや居場所づくりを重視した企画の充実
- ⑦ 学校、大学、企業、地域など関係機関との連携企画の充実
- ⑧ 各公民館の地域性を考慮した企画の充実

4. 公共施設マネジメントについて

市では平成 27 年 2 月に小平市公共施設マネジメント基本方針を策定し、市制施行 100 周年に向けて「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」という基本理念を掲げ、取組を進めています。

中央公民館、健康福祉事務センター及び福祉会館の更新等に関する基本計画、小川駅西口地区市街地再開発事業公共床等の整備基本計画が策定され、また、将来の人口減少、公共施設の老朽化など、公共施設を取り巻く環境が変化する中、小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画素案が示されました。

“小学校を地域の核”とした地域コミュニティの醸成を図っていくことを目指し、小平第十一小学校、花小金井北公民館、花小金井北地域センター、十一小児童クラブの複合化という内容です。これに対し、次の 2 項目を提言します。

(1) 次世代の公共施設として、次の観点を取り込んだ施設づくりが必要です。

- ① 子どもたちが快適に学び、また多世代がつながり高め合う地域の拠点となる学校づくりをめざす観点
- ② 将来的なニーズの変化に耐える柔軟な施設を作る観点
- ③ 安全・安心で快適な学校空間の整備の観点
- ④ 小学校に公民館や地域センターを複合化することにより新たな学びやつながりを創出する観点
- ⑤ 市民への広報や十分な説明（基本計画や基本設計に参画できる仕組み）

- (2) 指定管理者制度導入など新たな運営体制を検討される場合は、公民館の社会教育機関としての役割や意義が損なわれないように進め、運営審議会への情報提供、市民に向けた十分な広報及び説明会を望みます。

5. 集会施設等の利用者負担の見直しについて

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るった今期の審議会では、利用者負担の見直しについての検討は進みませんでした。新型コロナウイルス感染症収束後に、この見直しの検討が再開される見込みです。以下に前期の審議会の提言をそのまま引用します。

令和元年、集会施設等の「利用者負担の見直し」について、市民意見交換会が開催されました。「小平市政に関する世論調査」「受益者負担の適正化検討委員会」「議会への請願」「総務委員会政策提言」などから、ほとんどの団体が100%免除となっている減額率を見直していくというものでした。

これまで、行政が検討していて非常に難しかった減額率に差を設けることは、意見交換会でも難しいと感じました。見直しの議論は尽くされていないとの意見もあることから、十分に検討されることを要望します。

市民の学習権を保障する社会教育施設である公民館の重要性に立脚し、これまでの活動が継続できるよう望んでいます。

6 次期運営審議会に向けた課題として捉えている事項

各委員から提案された次期運営審議会での検討事項は、下記のとおりです。

(1) 持続可能な「低い垣根の居場所」づくり

平成30年6月、中央公民館が実施したアンケート調査によると、従来の生涯学習の場よりも居場所を求めるニーズが高まっています。新型コロナ禍収束後の分断されたコミュニティーを結びつける「絆」をつなぐ核となる為、全市に11館ある公民館のさらなる有効活用を模索する。

- ① 各館のロビーに「いつでもふらりと参加できる」場を提供する。会話の場、交流の場、安らぎの場、公民館で実施されている講座、講演会、勉強会などの情報を得る場を創設する。
- ② ボランティアなどを募集し、特定日時に限った開催の日の担当（当番制）を置く。公民館が必要とする最小の情報を来場者から聴取し、報告

する。

- ③ 上記②の具体的な企画・実行体制の詰めのために市報による PR、各分館に属する「事業企画委員会」で地域に対応できる内容を検討する。
- (2) 運営審議会で議論すべき課題を的確に把握するため、審議会委員は平素から各公民館の事業を実見するとともに、各公民館職員等とも積極的に意見交換し、その意見を定例会に反映させる。
- (3) 公民館へのアクセスの向上
- (4) 運営審議会委員に応募しやすい環境づくり（審議会の午前中の開催、またはオンラインの活用など）
子育て世代が出席しやすい工夫
- (5) 企画提案
 - ① 世代別に対象を絞った講座の企画
 - ② やさしい日本語講座の推進
 - ③ 防災講座の充実
 - ④ コロナ禍における認知予防講座やイベントの企画
- (6) 公民館職員の重要性
 - ① 市民から必要とされる公民館として機能するために、公民館職員は地域と行政をつなぐコーディネーターとしての資質の向上が不可欠であること。
 - ② 市民の学習権を保障する公民館の機能をより充実させるために、運営審議会は職員の重要性を認識すること。
- (7) 公民館と地域センターとの役割の違いと連携
 - ① 市民の学習権を保障する教育委員会所管の施設である公民館と市長部局所管の地域センターの役割の違いを明確にするため、運営審議会委員として学習と議論を深める必要があること。
 - ② 公民館と地域センターとの役割の違いを認識しながら、両施設の連携についても検討すること。
- (8) その他
 - ① 各分館を知るために、運営審議会の定例会開催場所を中央公民館と限定せず、分館の持ち回りで開催すること。
 - ② 公民館（中央公民館長・分館長出席）と運営審議会が合同で公民館利用者懇談会等連絡協議会との意見交換会を年 3 回程度開催すること。

注1 公民館

公民館は社会教育法に基づき主に市町村の教育委員会が設置する施設。社会教育法第20条では、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定めている。

注2 事業企画委員会

公民館を地域のコミュニティづくりの拠点とするために地域住民の意向を適切に反映した公民館の講座等を企画する委員会として、小平市の公民館全館に設置している。構成人数は各館で異なるが、公民館利用者、自治会、学校関係者、民生委員児童委員等様々な地域に関わる人たちで構成されている。

※設置根拠：公民館の課題と今後の方向性—公民館のあり方検討に関する報告書—（平成26年3月小平市中央公民館）

注3 自主研修会

定例会が開催されない月に年間3～4回開催され、主に予算措置のある学習会テーマの協議や学習会が行われている。

注4 定例会

公民館運営審議会は社会教育法第29条2項に基づき、館長の諮問に応じ公民館で行われる各種事業の企画実施について調査審議する。審議会は会長が招集し、小平市では年間7回開催されている。